

令和8年度 横浜市中部地域療育センター 事業計画書

【施設目標】

1 一次支援事業及び地域支援事業の拡充

- ・「ひろば事業」は希望者の事情等に合わせて、開催設定は臨機応変に対応する。「個別相談」は心理職に限らず、相談内容によって保育職やソーシャルワーカーも入り多職種での相談支援を行なう。
- ・地域の子育て支援拠点や児童発達支援事業所との連携を図る。
- ・幼稚園・保育所や学校のニーズを捉えて、アウトリーチによる連携を強化するほか、家庭の事情等でセンターへの通所が困難なケースでは保育所等訪問支援を提供する。

2 人材の育成

- ・センター設立30周年を機に、新しい理念「ともに育つ」を掲げ、互いに理解し支え合う横の繋がりを強化し、所属意識を高める目的で、年間を通じた全体研修プロジェクトを実施していく。
- ・新人・異動者のオリエンテーションを充実させ、仕事環境への適応をサポートしていく。

3 経営基盤の強化

- ・各業務システムの活用や業務フローの見直しを行い、事務作業工数を軽減することで、利用者サービスの時間確保や質の向上を図る。
- ・中期修繕計画を策定し、計画的な工事発注と予算執行を行う。

4 地域における公益的な取り組み

- ・幼稚園・保育所、学校等教育機関や地域関係機関等を対象とし、センター職員による講座・勉強会などを行い、地域機関・地域住民に学びの機会を提供する。
- ・地域の主要な医療機関及び横浜市小児科医会との医療連携を推進する。
- ・横浜市の子ども家庭支援事業に対して、他機関とも連携しながら協力していく。

5 サービス向上と適正化等に向けた取組

- ・「エビデンスに基づくメンタルヘルス支援」を継続・充実させ、保護者に対しては、「CARE」の考え方をういた医師や心理士による助言指導・心理的支援等を通じて、子どもとの関係性の改善を図る。
- ・また、子どもに対しては、「超早期療育（JASPERプログラム）」を積極的に実施し、集団療育利用前の子どもに関する対人関係の発達支援等に取り組む。
- ・ウェブ勉強会コンテンツの充実化を図り、基礎知識・情報にアクセスしやすくする。

【事業計画】

1 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に、評価・診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に応じた生活を、家庭や社会で送れるよう支援を行う。

(1) 診療科目

- ・児童精神科、小児科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、摂食外来、補装具外来
- ・初診 650人～700人、再診 9,500人～9,800人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

- ・医師による診断、治療、補装具や摂食の相談。

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能評価・訓練・指導。
- ・心理士による心理発達検査、心理面談、超早期個別療育や保護者向けの各種勉強会・ワークショップ等。
- ・早期療育科では、児童指導員を中心に他の専門スタッフと多職種連携を取りながら、親子のグループ活動を通じて、子どもの生活面や発達面の支援、及び保護者自身の支援を丁寧に行い、より良い親子の関係作りを目指す。

2 通園部門

集団療育を基本とし、必要に応じて個別療育を取り入れながら、子どもの発達・生活支援、家族への生活支援や子ども理解の支援、地域での生活支援を行う。

(1) 利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児・肢体不自由児）	123	60

(2) クラス編成

子どもの障害特性や安全に配慮したクラス編成を行う。

①親子通園：週1日、各クラス定員9人で4クラス開催。計36人。

対象は早期卒、未療育の3・4歳児。

②単独通園：週5日、各クラス定員6～9人で4クラス開催。計33人。

対象は未療育、早期卒、通園卒の3、4、5歳児

③単独併行通園：

週1日、各クラス定員9人で6クラス開催。計54人。

対象は早期卒、通園卒の5歳児22人、4歳児32人。

(3) 年間行事

入園オリエンテーション、親子レクリエーション、勉強会、懇談会、個別療育面談、家族参観、卒園式、避難訓練等の実施。

3 地域支援部門

福祉制度、社会資源の情報提供、地域での生活等の個別相談をはじめ、幼稚園・保育所への巡回相談と保育所等訪問支援、小学校への学校支援事業や福祉保健センターでの療育相談等、地域の関係機関との相談・連絡調整を行う。

(1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。

一新規申込み 700件、延べ相談件数 3,000件

(2) 障害児相談支援事業：

当センター児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に対して障害児支援利用計画を作成する。上記支援の利用者約190人を予定。

(3) 特定相談支援事業：

療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

(4) 巡回相談：保育所・幼稚園・地域訓練会等から依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。

一年間延べ 250回 延べ相談件数 1,800件

(5) 保育所等訪問支援事業：

高頻度な療育が必要であるが、家庭事情等により来所が困難なケースに個別的な訪問支援と保護者支援を実施する。ソーシャルワーカーだけではなく、心理職や訓練科職員を含めた訪問を行ない、ケースに合わせた内容で支援を行う。30名に年3回を目途に実施する。

- (6) 学校支援：エリア内の学校（25 校 延べ 60 件）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援。
- (7) 地域支援：地域住民や関係機関への啓発講演会の開催。
- (8) 各区療育相談：
 - 各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
 - ー対応件数 3 区合計 120 件
- (9) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (10) その他相談事業、他機関との連携：
 - 各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、自立支援協議会、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (11) 児童発達支援事業（フルール）：
 - 知的発達に遅れのない発達障害のある 4 歳児・5 歳児並びに保護者が対象。定員は 2 クラスで 1 日 12 人、週 48 人となり、それぞれ週 1 回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し情報交換を行う。保護者への支援も重要と考え、1 クラスにつき年 8 回の保護者勉強会・年 3 回の参観懇談会を実施する。また、新規利用児に対して、入会前に体験保育を実施する。

4 その他の事業

保護者支援及び児童支援を両面から強化することを目的に地域ニーズ対応事業として、児童と家族（特に保護者を中心に）に対する「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」を継続的に実施する。

①保護者支援：

CARE(Child Adult Relationship Enhancement)の考え方をういた保護者支援を行う。センター全体で多様なニーズに対して肯定的介入を実践する。

②児童支援：超早期療育（JASPER プログラム）に基づく指導を継続する。主に集団療育が困難な事例を対象に、確立された「遊びを通した個別療育」を心理士が外来で行う。この JASPER プログラムが実施できる心理士の養成にも力を入れ、チーム全体の質の向上を図る。

- ・センター利用児童のきょうだい児を預かる事業として、「まるっと」を委託により実施。

5 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年 2 回）、苦情受付、市との連絡調整会議の取組み
- ・給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）等の管理
- ・施設業務効率化

6 職員体制

所長（医師）、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、管理栄養士、及び事務等の常勤・非常勤（嘱託医師含む）約 100 人。

7 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・保育士や社会福祉士を目指す学生、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、医学部学生、特別支援学校高等部学生等の実習生、ボランティアや見学者を受け入れる。
- ・教育機関、福祉機関、医師会等からの依頼による発達障害支援や医療に関する講演会・研修会を実施し、地域での啓発と協働支援の推進を試みる。
- ・横浜市の子ども家庭支援事業に対して、他機関とも連携しながら療育センターとしても協力していく。